

死亡災害が急増しています。

大阪府内における令和6年7月10日現在の死亡災害は、14人と昨年同期に比べ7人の大幅な減少（前年比 33.3%減）となっています。

しかしながら、**製造業**に至っては、6人で昨年同期の2人から**大幅に増加**し（前年比200.0%増）全体の約42%を占める状況となっています。

事故の型別では、**半数が「はさまれ・巻き込まれ」**によるもので、起因物別では、**6割以上がコンベアやクレーンなどの「物上げ装置、運搬装置」**となっています。

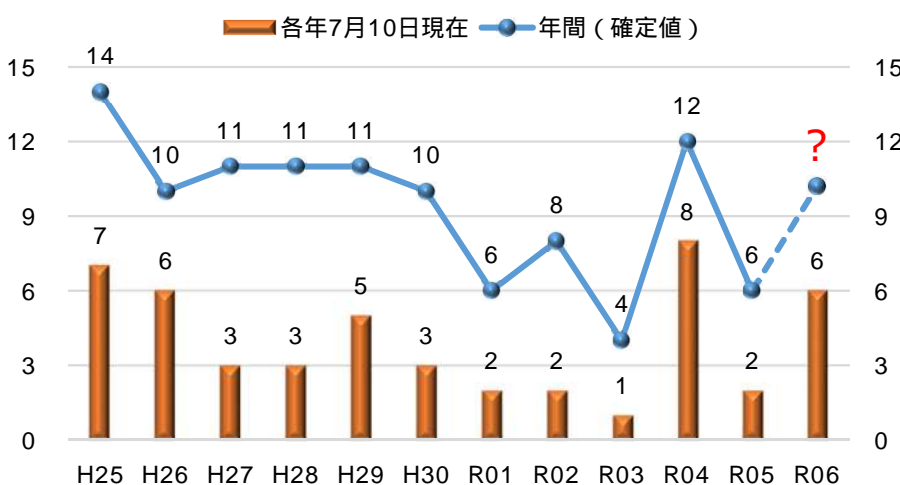
さらに6人の内、**半数が60歳以上の高年齢労働者**となっています。

近年の製造業の死亡災害発生推移から、1年間に発生する死亡災害の傾向は、7月10日までの発生数の1.5倍（最低）～4.0倍（最高）、平均で2.5倍となっており、このままの状況が続くと死亡災害全体にも影響を及ぼす恐れがあります。

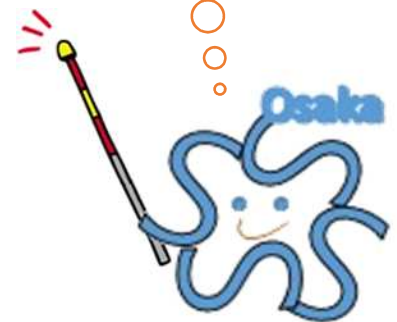
死亡災害を防止するため、使用する「物上げ装置、運搬装置」などについてリスクアセスメントを行い、**管理監督者が**その危険性や有害性を十分に把握し、**適切に安全作業指示**を行うことに加え、**作業員自身も危険に対する感受性を高め作業することが重要**です。

そのためには、「安全見える化活動」「安全Study活動」「リスク評価推進活動」「命綱GO活動」の4つの活動に取り組む **大阪発・新4S運動** に一丸となって取り組みましょう。

製造業 死亡災害発生推移



死亡災害が増加しているぞ、安全作業に取り組もう！



令和6年 製造業死亡災害事例

令和6年7月10日現在 死亡災害報告による

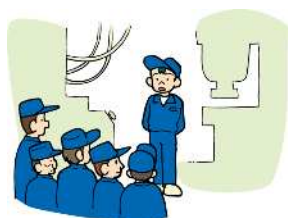
番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	パン、菓子製造業	男	70代	パン・菓子製造工	17年	墜落、転落	コンベア	工場内製造ライン上部のコンベア部分（高さ2.5m）をモップを用いて拭き掃除を行っていたところ、足を踏み外し落下した。 なお、墜落制止用器具及び保護帽は着用していなかった。
2	1月	染色整理業	男	80代	染色・仕上工	14年	墜落、転落	エレベータ、リフト	事業場内のエレベーター（積載荷重表示240kg）搬器が昇降路扉が全開で1階に着床しており、さらに3階の昇降路扉は0.3m程度開いている状況で搬器の天井の上に倒れているのが発見された。
3	3月	鋳物業	男	40代	鋳物工	6年	はさまれ、巻き込まれ	コンベア	鋳物の砂型の解体作業に従事していたが、解体後の砂を粉砕するシェイクアウトマシンから、地下ピットに設置の排出される砂を運ぶベルトコンベアのプリー部に左腕を挟まれた状態で同僚に発見された。
4	4月	製鉄・製鋼・圧延業	男	40代	金属製品製造工 (一貫作業によるもの)	17年	はさまれ、巻き込まれ	その他の金属加工用機械	鋼管を円錐状にする機械の絞りロール台にて、調整作業等を行っていたが、原点復帰のために戻ってきた主軸台ラインと絞りロール台の間に両足の膝下を挟まれ、両足を切断した。
5	6月	製材業	男	60代	製材工	6年	飛来、落下	その他の装置、設備	木材加工作業中、木くず等を集塵する集塵機のダクト（高さ約7mでワイヤーロープにより数か所吊られている状態）が、頭部に落下した。
6	6月	その他の金属製品製造業	男	30代	作業員・技能者	8ヶ月	はさまれ、巻き込まれ	クレーン	つりクランプを用いて玉掛けしたH鋼（幅0.35m、長さ7.18m、高さ1.1m、重量約2.3t）を橋形クレーン（つり上げ荷重5.07t）を用い、所定の位置に移動させた後クランプを外したが、相番者がクランプを外しきれていない状態で巻き上げボタンを押したためH鋼が倒れ胸部等挟まれた。



職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されています

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされています。

労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業（ ）を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。
すでに職長教育の対象



職長とは？

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」と定められています（労働安全衛生法第60条）。職長とは総称に過ぎず、事業場によっては、監督、班長、リーダー、作業長等さまざまな名称で呼ばれています。

仕事を行う上で、現場で指揮命令する人が職長です。

（出典 中災防発行「職長の安全衛生テキスト」をから抜粋）

職長等の安全衛生教育の適用業種が拡大 検索



「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」をスローガンに掲げた大阪発・新4S運動は、安全で健康に働くため、労働者の理解を得て労使が一体となり安全の基本である4S(5S)整理・整頓・清掃・清潔・(躰)を基盤にヒヤリハット事例収集からKY活動、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムへとステップアップさせ、自主的な安全衛生活動を活性化していく安全文化運動です。

この運動は、令和5年度を初年度とする「大阪労働局第14次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、4つの活動「安全見える化活動」「安全Study活動」「リスク評価推進活動」「命綱GO活動」を展開するとともに、多様な働き方や外国人労働者など、互いに多様性を理解し合い、全ての労働者の安全と健康が確保され、人々が就労する安全衛生環境に満足し、輝く笑顔で働くことができる職場の実現に向けて取り組むものです。



(スローガン)

「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」

(期間)

令和5年度から5か年

大阪発・新4S運動

検索

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

4つの活動に取り組もう！

安全見える化活動

- 「年間安全衛生計画」を作成・実行し、「安全衛生活動」を見える化
- 事業場の総点検を実施し、「危険場所」、「危険箇所」及び「危険作業」を見える化 など

安全Study活動

- 各級管理者安全衛生教育、危険体感教育、eラーニング教材を使用した計画的な教育の実施
- 高齢者、外国人、非正規労働者は、特性に応じた雇い入れ教育、危険体感教育の実施 など

リスク評価推進活動

- 「年間安全衛生計画」にリスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置を盛り込む
- 作業ごとにリスクアセスメントを実施し、これに基づく低減措置の実施、残存リスクの見える化 など

命綱GO活動

- 安全帯（墜落制止用器具）使用の重要性を再認識し、作業者間で相互の使用確認の徹底
- 二丁掛安全帯を基本に高所作業におけるフルハーネス型安全帯の使用の徹底 など

高齢労働者の災害防止

近年、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にある状況を踏まえ、高齢労働者の労働災害防止を目的として、「人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」が開催され、就業状況、労働災害発生状況、健康・体力の状況に関する調査分析を実施するとともに、事業者及び労働者に求められる事項や国、関係団体等による支援について検討結果を踏まえ、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）が策定されました。

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容（概要）

事業者求められる事項

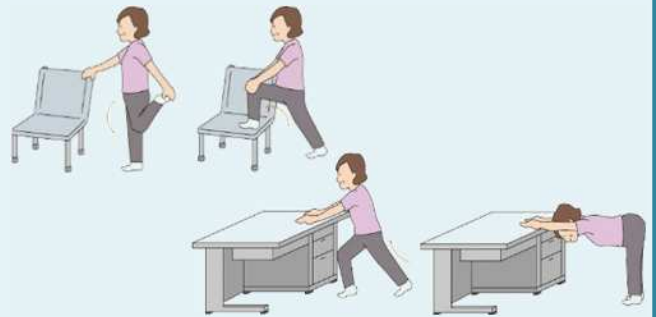
高齢者の就業状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組ましましょう。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む必要があります。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組めます

参考：ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます
- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

「高齢労働者の労働災害防止対策」の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています





1. 安全衛生教育の重要性

機械設備の安全化、作業マニュアルの整備などによる安全対策が講じられたり、リスクアセスメントの取組みが進められていますが、実際に作業を行う労働者や、労働者を指揮・監督する者が安全についての知識や技能を十分に有していないと、これらの安全対策も実効をあげることができません。特に危険な業務に従事する労働者が安全についての知識、技能を十分に持たないで作業方法を誤ってしまうと、すぐさま大きな労働災害につながりかねません。

このような安全衛生に関する知識を付与する安全衛生教育は、労働災害を防止する上で大変重要な意義を持っています。

このため、厚生労働省では、「安全衛生教育等推進要綱」を定め、各種の安全衛生教育の計画的な推進を図っています。

2. 教育の種類

労働安全衛生法により義務付けられている教育

雇入れ時教育 作業内容変更時教育 特別教育 職長等教育

実施に努めなければならない安全衛生教育

安全管理者等労働災害を防止するための業務に従事する者に対する能力向上教育
危険または有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育 健康教育

安全衛生教育等推進要綱で実施が推奨されている安全衛生教育（抜粋）

	対象者	教育の実施
1	危険有害業務（就業制限業務および特別教育対象）に準ずる危険有害業務に初めて従事する者	特別教育に準じた教育、危険有害業務従事者教育
2	危険有害業務および作業強度の強い業務に従事する者等	高齢時教育（おおむね45歳に達したとき）
3	安全推進者、職長等	能力向上教育に準じた教育
4	作業指揮者	指名時の教育
5	安全衛生責任者	選任時の教育、能力向上教育に準じた教育
6	危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全衛生マネジメントシステム担当者	指名時の教育
7	特定自主検査に従事する者	能力向上教育に準じた教育
8	定期自主検査に従事する者	選任時の教育
9	生産技術管理者、設計技術者	機械安全教育
10	経営トップ等	安全衛生セミナー
11	管理職	安全衛生教育
12	その他・安全衛生専門家	実務向上教育

3. 教育の実施

教育の実施に当たっては、教育内容の充実を図りつつ、計画的に実施していくことが重要です。

1. 実施計画等の作成

教育の種類ごとに、対象者、実施時期、実施場所、講師、教材等を定めた年間の実施計画の作成

2. 実施責任者の選任

実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存等教育に関する業務の実施責任者の選任

3. 教育内容の充実

ア 教育内容の充実のため、講師、教材の選定について留意

イ 高年齢労働者、外国人労働者および就業形態の多様化等に適切に対応

4. 安全衛生教育センターの活用

安全衛生教育水準の向上を図るため設置された安全衛生教育センターを活用し、より有効な安全衛生教育の実施